第二四八九号　堤　義晴　福岡県　令和八年二月九日　関門水先区
第二四九〇号　竹内　信行　長野県　令和八年二月九日　仙台湾水先区
第二四九一号　伊藤　慎二　新潟県　令和八年二月九日　新潟水先区
第二四九二号　仙田　晶一　鹿児島県　令和八年二月九日　内海水先区
第二四九三号　佐野　剛　大阪府　令和八年二月九日　内海水先区
第二四九四号　畑中　伸介　兵庫県　令和八年二月九日　内海水先区
第二四九五号　醍醐　直弥　千葉県　令和八年二月九日　内海水先区
第二四九六号　吉野　慎剛　大阪府　令和八年二月九日　鹿島水先区
第二四九七号　望月　伸之　神奈川県　令和八年二月九日　東京湾水先区
第二四九八号　細見　岳良　兵庫県　令和八年二月九日　東京湾水先区
第二四九九号　田井　洋介　東京都　令和八年二月九日　東京湾水先区
第二五〇〇号　芥川　俊久　京都府　令和八年二月九日　東京湾水先区
第二五〇一号　塩本　昇　千葉県　令和八年二月九日　東京湾水先区
第二五〇二号　木原　悠貴　神奈川県　令和八年二月九日　東京湾水先区
第二五〇三号　小林　剛丈　東京都　令和八年二月九日　東京湾水先区
第二五〇四号　横田　雅司　広島県　令和八年二月九日　東京湾水先区
第二五〇五号　大前　佳子　和歌山県　令和八年二月九日　東京湾水先区
第二五〇六号　松家　辰徳　岡山県　令和八年二月九日　東京湾水先区
第二五〇七号　飯田　洋司　神奈川県　令和八年二月九日　釧路水先区
第二五〇八号　井本　義之　大阪府　令和八年二月九日　伊勢三河湾水先区
第二五〇九号　渡邊　泰輔　東京都　令和八年二月九日　伊勢三河湾水先区
第二五一〇号　山下　光一　福岡県　令和八年二月九日　伊勢三河湾水先区
第二五一一号　秦　眞三　愛媛県　令和八年二月九日　伊勢三河湾水先区
第二五一二号　多田　宏高　東京都　令和八年二月九日　伊勢三河湾水先区
第二五一三号　小林　大介　静岡県　令和八年二月九日　伊勢三河湾水先区
第二五一四号　遠山　圭　愛知県　令和八年二月九日　伊勢三河湾水先区

○防衛省告示第五十六号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定により、令和八年二月二十日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

令和八年二月二十七日

防衛大臣　小泉進次郎

一　使用する地方防衛局長の名称

沖縄防衛局長

二　使用する土地の所在

沖縄県宜野湾市字野嵩知念堂原（一八七一番一）

三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所

沖縄県宜野湾市伊佐四丁目一番一一号　伊佐区公民館

○関東地方整備局告示第五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
深谷市西田字本地一三番一から埼玉県児玉郡上里町大字勅使河原字御陣場二七七二番一まで	前	Ａ　九・九〇～六一・九五（メートル）　一一・一四〇（キロメートル）	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	Ｂ　九・九〇～六一・九五（メートル）　一一・一四〇（キロメートル） Ａ　〇・〇〇～二四〇・七八　六・三三二 Ｂ　〇・〇〇～二四〇・七八　六・三三二	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百九十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
市川市国分七丁目一五〇九番二から同市国分七丁目一一四一番二まで	前	七一・二四～一二一・〇四（メートル）　一三二（キロメートル）	
	後	七一・一四～一二一・〇四　〇・一三二	
市川市東大和田二丁目三八四一番三から同市東大和田二丁目六三一番一まで	前	七三・〇六～一四六・五三　二四〇	
	後	七〇・三八～一四二・八七　〇・二四〇	
市川市須和田一丁目七九番九から同市菅野五丁目一七四二番一まで	前	六〇・五四～六九・五六　〇・〇六八	
	後	五三・八二～六六・八〇　〇・〇六八	
市川市平田二丁目一三六〇番一から同市平田三丁目一三六一番二まで	前	七一・五五～七八・九一　〇・〇一九	
	後	六四・一五～七八・九一　〇・〇一九	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第五十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市東大和田二丁目六二七番一地先から同市稲荷木一丁目五一一番七地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　令和八年二月二十七日

○近畿地方整備局告示第十号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。

令和八年二月二十七日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

名称　国営飛鳥・平城宮跡歴史公園

位置　奈良県奈良市佐紀町

区域　別紙図面のとおり（略）

（国土交通省近畿地方整備局及び同局国営飛鳥歴史公園事務所にて、令和八年二月二十七日から二週間公衆の閲覧に供する。）

供用開始の期日　令和八年三月十四日